

鹿児島労働局委託事業

60代だから! 70代だけど!! これからも仕事がしたい

受講料
無料

※資格の有無は
問いません。

説明会・就業体験・技能講習
のご案内

(令和4年度 高齢者活躍人材確保育成事業)

シルバー人材センターの会員でない高齢者及び
新たな職種・業務内容を希望する会員又は1年間
就業していない会員の方を対象としています。



技能講習



講習名	開催地	実施期間	講習日数	会場(予定)	定員	締切日
剪定・整枝	鹿児島市	6/1～6/3	3	鹿児島市都市農業センター	20	5/18
	出水市	6/7～6/9	3	出水市ツル博物館 クレインパークいずみ	10	5/24
	枕崎市	6/14～6/16	3	サン・フレッシュ枕崎	10	5/31
	南九州市	7/26～7/28	3	南九州市市民交流センター ひまわり館	10	7/8
	鹿屋市	8/3～8/5	3	鹿屋商工業研修センター	10	7/20
	日置市	10/4～10/6	3	日置市シルバー人材センター	10	9/20
	薩摩川内市 さつま	11/8～11/10	3	薩摩川内市産業振興センター	15	10/25
草刈り(機械刈)	薩摩川内市 さつま	9/21～9/22	2	薩摩川内市シルバー人材センター	15	9/7
	霧島市	9/28～9/29	2	霧島市商工会会館	10	9/14
	奄美市	10/13～10/14	2	奄美市社会福祉センター	10	9/29
	鹿児島市	10/18～10/19	2	鹿児島市都市農業センター	20	10/4
	始良市	11/16～11/17	2	始良市ワークプラザ	10	11/2
介護施設生活 支援補助スタッフ	鹿児島市	8/31～9/1	2	鹿児島市勤労者交流センター	15	8/17
	鹿児島市	11/24～11/25	2	鹿児島市福祉コミュニティセンター	15	11/10
生活援助支援	霧島市	6/20～6/22	3	霧島市働く女性の家	10	6/6
店舗スタッフ	鹿児島市	6/30～7/1	2	鹿児島市福祉コミュニティセンター	20	6/16
空家荷物整理	伊佐市	7/6～7/7	2	大口元気こころ館	10	6/22
ハウスクリーニング	和泊町 和知町	7/13～7/14	2	和泊町研修センター	10	6/29
子育て支援	始良市	8/23～8/25	3	始良市ワークプラザ	10	8/9
ドローン操作基礎	東串良町 東肝付町	9/6～9/7	2	東串良町総合センター	10	8/23
宛名・賞状記名	鹿児島市	9/14～9/15	2	鹿児島市福祉コミュニティセンター	20	8/31
暮らしに役立つ掃除	いちき串木野市	10/26～10/27	2	いちき串木野市シルバー人材センター	10	10/7
ガーデニング	志布志市	11/29～11/30	2	志布志市シルバー人材センター	10	11/15

受講申し込み
お問い合わせは
右記まで

公益社団法人 鹿児島県シルバー人材センター連合会

〒890-0053 鹿児島市中央町9番地1 鹿児島中央第一生命ビル8階
電話：099-206-5422 FAX：099-206-5410

公益社団法人 垂水市シルバー人材センター

〒891-2126 垂水市南松原町42番地
電話：0994-32-9781 FAX：0994-32-9782



日程及び会場が変更になる場合があります。

第25期栄養教室生募集延長

地域の食育アドバイザーとして、健康づくりのボランティア活動ができる方を募集します。

■受講資格
養成講座終了後、食生活改善推進員として市内でボランティア活動ができる方

■養成期間 約2年間
※令和4年7月～令和6年3月まで
毎月1回の教室を実施

■募集人数 10人程度
※定員に達し次第募集を終了します。


■開催場所
垂水市市民館ほか

■受講内容
・栄養の基礎知識
・健康づくりと生活習慣病予防
・食品衛生と食環境
・調理実習 等

■受講料
無料

■申込期限
6月30日(木)

◎問い合わせ先…保健課
健康増進・元氣プロジェクト係
☎内線 138・164



児童手当制度が変わります

児童手当法等の一部改正により、児童手当制度が変更となりました。
ご不明な点等ございましたら、福祉課子育て支援係までお問い合わせください。

◎ **児童手当の現況届**

令和4年6月以降は次の方を除き、現況届の提出は原則不要です。

■ **現況届提出が必要な人**

- ・離婚協議中で配偶者と別居している受給者
- ・配偶者からの暴力等により、住民票と異なる市町村で児童手当を受給している受給者
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない受給者
- ・法人である未成年後見人、施設等の受給者
- ・その他、垂水市から提出の案内があった受給者

※上記に該当する場合、6月に福祉課より現況届を送付しますので提出をお願いします。
なお、提出がない場合、手当を受けられなくなる場合がございますのでご注意ください。

- ・受付 6月6日(月)～6月27日(月)
- ・窓口 福祉課子育て支援係

③ 所得が表の(2)以上の場合
児童手当は支給されません
資格消滅となった該当者には通知します

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が表の(2)を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

表：児童手当所得制限額(万円) 新設

扶養親族等 人数	所得制限限度額(1)		所得上限限度額(2)	
	所得額	収入額の 目安	所得額	収入額の 目安
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002.1	1,010	1,238
5人	812	1,042.1	1,048	1,276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く。)ならびに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。また、収入額の目安は給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際には給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

◎ **問い合わせ先**：福祉課子育て支援係 ☎内線 124